

令和6年7月豪雨災害復旧推進本部設置要綱

令和6年9月24日

(設置)

第1条 市長は、令和6年7月24日以降の大雨による災害からの復旧（以下「復旧」という。）を推進し、市民の日常生活を速やかに取り戻すため、令和6年7月豪雨災害復旧推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる復旧に係る各課の所管事務について、総合的に把握し、調整を行うものとする。

- (1) 被害状況等の把握に関すること。
- (2) 被災住民の生活再建の支援に関すること。
- (3) 農地・農業用施設の災害復旧に関すること。
- (4) 道路・橋梁及び公共施設の災害復旧に関すること。
- (5) その他被災地域及び周辺地域の復旧に関すること。
- (6) 前各号に掲げる事務のほか、対外的な窓口及び関係機関との連携に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長を、本部員には教育長、企業管理者、危機管理監、由利本荘市組織条例（平成17年由利本荘市条例第13号）第1条に規定する部等の長、教育委員会教育次長、企業局長、消防本部消防長及び由利本荘市総合支所設置条例（平成17年由利本荘市条例第14号）第2条に規定する総合支所の長をもって充てる。

3 本部長は、推進本部を総括し、所部の職員を指揮監督する。

4 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(推進本部会議)

第4条 推進本部の会議（以下「推進本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集する。なお、緊急を要する場合は、出席する者を指定して、これを行うことができる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の構成員以外の者に推進本部会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 本部長、副本部長及び本部員は、原則として、推進本部会議に他のすべての事務に優先して出席するとともに、関係機関と連絡を密にし、災害復旧の調整を図るものとする。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月25日から施行する。